令和5年度から督促手数料を廃止します

常陸大宮市税条例等の一部改正により、令和5年4月1日以降に納期限が到来する市税等の督促手数料が廃止となります。

ただし、令和5年3月31日以前に納期限が到来した市税等については、従来どおり督促手数料の納付が必要です。

なお、廃止後も納期限までに納付の確認が取れない場合には、引き続き督促状を送付します。

○督促手数料を廃止した市税等

市・県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、 後期高齢者医療保険料、市たばこ税、入湯税、保育所保育料、放課後児童クラブ保護者負担金、 水道料金、公共下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金、農業集落排水処理施設使用料、 農業集落排水事業分担金、戸別浄化槽使用料

問本庁 税務徴収課 徴収推進 G ☆52-1111 内線237・238 こども課 こども G ☆52-1111 内線138・140

総務経営課 総務経営G ☎52-0427

国民年金保険料を電子決済で納付できるようになりました

国民年金保険料の納付は、令和5年2月20日(月)からスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済が利用できるようになりました。

○必要なもの

①国民年金保険料納付書、②スマートフォン、③決済アプリ

○対象決済アプリ

au PAY、d 払い®、PayB、PayPay









※各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

○スマホ決済の流れ

- 1. 決済アプリをダウンロード
- 2. 氏名・牛年月日等を登録
- 3. 納付書に記載されているバーコードを読み取る
- 4. 決済内容を確認
- 5. パスワード入力
- 6. 納付完了

○日本年金機構ホームページ

「日本年金機構 スマートフォンアプリでのお支払い」 (https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/smartphone.html)

※バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書等)は、ご利用いただけません。

間 本庁 医療保険課 医療・年金G ☎52-1111 内線164

日本年金機構水戸北年金事務所国民年金課 ☎029-231-2283 (音声案内:② → ②)